

平成17年第1回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成17年3月18日(金曜日)

議事日程 第3号

平成17年3月18日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 議会運営委員会経過報告
- 第 2 議案第25号 平成17年度藤岡市一般会計予算
- 第 3 議案第26号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第27号 平成17年度藤岡市老人保健特別会計予算
議案第28号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
議案第29号 平成17年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第30号 平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
議案第31号 平成17年度藤岡市下水道事業特別会計予算
議案第32号 平成17年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第33号 平成17年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
議案第34号 平成17年度藤岡市水道事業会計予算
- 第 4 議案第 2号 藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
議案第 3号 藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
請願第 1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願
- 第 5 議案第 7号 藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 7 陳情第 3号 産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情
- 第 8 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議員提出議案第1号 郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出について
- 第10 議員提出議案第2号 産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 第 1 議会運営委員会経過報告
- 第 2 議案第25号 平成17年度藤岡市一般会計予算

議案撤回の件

- 第 4 議案第 2号 藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

- 議案第 3号 藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
請願第 1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願
- 第 7 陳情第 3号 産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情
- 第 8 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議員提出議案第1号 郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出について
- 第10 議員提出議案第2号 産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について

出席議員（23名）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助 役	関口 敏 君
収入 役	堀越 清 君	教 育 長	針谷 章 君
企 画 部 長	茂木 政美 君	総 務 部 長	金井 秀樹 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経 済 部 長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教 育 部 長	水越 清 君
監 査 委 員			
	齋藤 稔一 君		
事 務 局 長			

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高橋 寛	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議 事 係 長			

午前10時17分開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会会議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱いについて協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案1件、議員提出議案2件であります。この取り扱いにつきましては、日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第25号及び日程第3、議案第26号から議案第34号につきましては、予算特別委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑を省略し、討論、採決を願います。日程第4、議案第2号、議案第3号及び請願第1号につきましては総務常任委員会に、日程第5、議案第7号につきましては経済建設常任委員会に、日程第6、議案第6号、日程第7、陳情第3号につきましては教務厚生常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、付託議案、請願、陳情の審査報告を各委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第8、議案第35号、日程第9、議員提出議案第1号及び日程第10、議員提出議案第2号の3議案につきましては、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第2 議案第25号 平成17年度藤岡市一般会計予算

議長（佐藤 淳君） 日程第2、議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（予算特別委員会委員長 針谷賢一君登壇）

予算特別委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、去る3月3日の本会議において予

算特別委員会に付託されました議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算に対する審査の結果について、報告申し上げます。

予算特別委員会は、3月3日の本会議において市長から提案理由の説明を受けた後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に茂木光雄君が指名されたのであります。

議案審査につきましては、3月9日と10日に市長、助役、収入役、教育長並びに担当部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会は、議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますので、ご了承願います。

議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算に対する審査の結果について、報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第25号につきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。坂本忠幸君の登壇を願います。

（18番 坂本忠幸君登壇）

18番（坂本忠幸君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議題となっております議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算について、原案に対し、賛成の討論を行います。

本予算については、大変厳しい財政事情の中、行財政改革の成果を予算に反映させ、総額では前年度対比で4.8%減であります。実質1.2%増の堅実型予算を生まれ、また歳出の見直し削減による予算の効率化と起債額を縮小し、後年度負担の縮小に努めるなど、財政の健全化を進められたことが伺えます。主要事業施策では、子育て環境の充実としてつどいの広場事業や、ブックスタート事業を新たにスタートさせ、また民間保育所が実施する地域子育て支援センターの充実、また教育環境の充実として小学校の普通教室に扇風機の設置や適応指導員、臨時用務員を配置するなど、さらに生活環境整備として幹線や生活道路の整備を計上するなど、市民生活に密着した事業への重点配分を行い、地方自

治は住民が主人公の原点に立った予算を編成されました。厳しい財政事情の中で、まさに市民ニーズを的確にとらえ、市政の均衡のとれた発展を願う姿が予算にあらわれたものであると思います。

また、平成17年度は鬼石町と合併し、新しい藤岡市がスタートする年であります。今後の市政運営を中長期展望に立ち、かつ多種多様な市民ニーズを的確にとらえ、その負託にこたえられるように要望し、平成17年度藤岡市一般会計予算について、原案に対し全面的に賛意を表すものであります。ぜひとも、議員各位の賛成をお願いいたしまして、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 次に、木村喜徳君の登壇を願います。

（15番 木村喜徳君登壇）

15番（木村喜徳君） 議長より登壇の許可を得ましたので、議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算、原案に対して新政クラブを代表いたしまして反対討論を行います。

本議会は、合併を控えて藤岡市の将来の方向を定め、市長の政策の具体的姿を数値で表現したものとして、市民生活に大きく影響する最重要議案であります。この重要議案提出に当たっては、執行者の当然なる責任において十分な議論を重ね、責任を持って精査された議案として提出されなければならない。しかし、質疑に対して答弁が二転、三転する場面が多々見られ、十分な議論を重ねた上で構築された議案とは言いがたく、行政としての組織の機能が働かず、目先だけの行政数字合わせに終始し、藤岡市の将来、また現状を十分考慮した予算内容とは認めがたい。また、議会との会議の中で、議会の提案に対して「善処します」、「前向きに努力します」と、あいまいな表現を多用し、政策に対し真剣さを感じられず、議会からの行政改善に対する提言、約束事もこの予算にはほとんど反映されず、その場しのぎの責任感のない政治姿勢、約束は実行するという強い姿勢は感じられず、将来、どのような都市をつくるかというビジョンがほとんど見えない予算案である。

市長は、市民に対して公平、公正な市政をはじめ、多くの公約をしております。公約実行を信じている市民に対して、いつ実現するのか、この予算案を見る限り、公約実行の意志はほとんど見られず、市長を信じている市民への背信行為的な予算としかいえない。藤岡市の確かな将来計画、藤岡市民の安心・安全を最優先させた市民本意の予算案とは認めることはできません。よって、原案に対して強く反対の意思を表明いたします。議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論を終わります。

議長（佐藤 淳君） 以上で、通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。青柳正敏君の登壇を願います。

（17番 青柳正敏君登壇）

17番（青柳正敏君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、議案第25号平成17年度藤

岡市一般会計予算について、反対の討論を行います。

平成17年度藤岡市一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ174億5,000万円です。その歳出の一つ一つが市民生活に直結した事業を展開するための大切な予算ではありますが、あえて反対するものです。市長は、当初予算を編成するに当たって、行財政改革を予算に反映させたとの方針でありました。その方針にのっとり、予算審議を我々議員は真剣に論議しましたが、この予算はその方針に沿って予算編成をしたとは到底思われません。平成17年度藤岡市一般会計予算にみる経常収支比率は、過去最悪の95.2%の数値であります。

議員全員による平成17年度藤岡市予算特別委員会審議においては、公平・公正を基本理念に置き、費用対効果を最大の視点として議員全員で真剣に審議してきたものですが、委託料問題においては昨年予算審議の折にも、後年度において随意契約から指名競争入札への意向を議会が再三にわたり求めたにもかかわらず、反映されておりません。予算の有効活用とは、市民に最大の効果として還元をすることです。事業発注時こそ、市民の皆さんからお預かりした税金がより有効に使われるかどうかの分かれ道であり、市長はなぜ入札制度に積極的に移行しようとならないのか、行財政改革の基本に置かなければならないはずで、群馬県電子入札等共同事業負担金を予算計上しておりますが、落札価格が依然高い数値を占めております。こうした市の体制が多々あり、早急な改善がなされてこそ公正・公平なもので、藤岡市の発展につながると強く思うところであります。

平成17年度藤岡市一般会計予算審議における個々の予算説明のよしあし以前に、私は当市のこのような体質の改善を図り、予算に反映させなければならないと思います。市民から直接のお願いである要望事業の審査会等においても、審査の透明性が強く指摘されております。私は、広域の最重要視点として、緊急性や将来展望等も含めて検討したものです。予算の適正な運用という大局的見地から、議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算案に反対するものです。議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

議長（佐藤 淳君）他に討論はありませんか。三好徹明君の登壇を願います。

（6番 三好徹明君登壇）

6番（三好徹明君）市民の安心・安全を最優先とする平成17年度藤岡市予算案に反対の討論をいたします。

反対の理由、総務費では失敗が明らかな施設であり、毎年赤字を垂れ流す花の交流館の利用サイドの実態調査をもとに、抜本的対策を検討するという再三の指摘に対して、その意欲が感じられない。衛生費では、ごみ収集運搬事業に今年度より入札制度を約束しながら、随意契約を継続するか、議会に対する約束違反、この説明がなされない。また、藤岡総合病院に対する当市の繰出金90%を負担する立場でありながら、年間8億円、9億円

という膨大な赤字に対し、抜本的に取り組む具体的姿勢がありません。

民生費については、鮎川水系箕輪キャンプ場の下の不法投棄に対する水質監視に対し、数年前よりその危険性を指摘しているにもかかわらず、その対策が反映されていない。また、通学路の交通安全対策等においても、掲げる今年度予算の理念が反映されておりません。教育費では、学校に導入する扇風機設置工事の説明が二転、三転し、中身の説明を我々に納得させる内容ではありませんでした。

土木費では、プール事業の抜本的な安全対策と、欠陥プールに対する業者責任についての説明や、抜本的な対策が再三の指摘にもかかわらず、予算に具体的に反映されていない。市民の安全・安心行政を最優先と言いながら、芦田町スーパーマーケット通りの危険な通学路整備の要望は、地域や学校から詳細な危険度調査を添付し、4回の切実な指摘がされてきました。現在、登校・下校児童、生徒や住民も含めた通行には延べ300人を超えます。人々は自動車事故の危険とコンクリート水路の転落に、10年間おびえて暮らしているのであります。この10年間、千数百人の児童・生徒だけでも毎朝、毎晩、この危険を冒して通学してまいりました。この動かしがたい現実があるにもかかわらず、予算特別委員会質問での測量予算をつけたからいいだろうとの無責任な答弁、今秋オープンを予定している大型スーパーで、さらに通学路の交通量が増し、事故が起きる可能性は一層高まる。一体、事故が起きたら誰が責任を負うのかと10年前に当時の16区区長は、市ができない理由を並べるのに対して怒りの指摘をしております。

また、予算特別委員会質問で、予算案の中身を議員が真剣に質問しているとき、にやにやと薄笑いを浮かべるような資質の幹部がいる限り、あなたたちは事故が起きてても責任を平然と他に転換するでありましょう。都合の悪いことは、財政難という隠れ蓑を持ち出して利用する。こんな厳しい時代だからこそ、知恵を総動員して行政の末端の細胞まで行き届く、行政サービスという血液が流れるようにしなければならぬはずで、この予算は、市民の目線で考え抜いた血の通った予算案だとはとても思えません。平成17年度予算案は、市民の安全・安心を無視し、ないがしろにした市民不在の予算案だと断ぜざるを得ません。思いやりも感じられない、魂の抜けたこの予算を認めたら、議員として、市民の代表として、市民に対する裏切り行為になってしまいます。

以上、平成17年度藤岡市予算原案に対する私の反対討論といたします。議員各位のご賛同を期待いたします。

議長（佐藤 淳君）他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算、委員長報告

は否決であります。よって、原案について採決いたします。議案第25号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立少数であります。よって、議案第25号は否決されました。
暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前11時10分再開

議長(佐藤 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 追 加 の 件

議長(佐藤 淳君) 平成17年3月3日、市長から提出された議案第6号藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第7号藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第26号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号平成17年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第29号平成17年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第30号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第31号平成17年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第32号平成17年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第33号平成17年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、議案第34号平成17年度藤岡市水道事業会計予算、以上11件につきましては本日付をもって撤回したい旨の申し出がありません。

お諮りいたします。この際、議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議 案 撤 回 の 件

議長(佐藤 淳君) 議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の件を議題といたします。

市長から議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の理由の説明

を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 事件撤回請求書について、ご説明申し上げます。

議案第25号平成17年度藤岡市一般会計予算につきましては、先ほど本会議において否決されました。この結果、議案第6号藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第7号藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についての2議案につきましては、地方自治法第222条第1項に、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと規定されておりますので、議案の撤回をお願いするものであります。

また、議案第26号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号平成17年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第28号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第29号平成17年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第30号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第31号平成17年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第32号平成17年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第33号平成17年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算につきましては、特別会計の歳入の一部をなす一般会計繰入金が見込めなくなったことにより、議案第34号平成17年度藤岡市水道事業会計予算については、特別会計の歳入の一部をなす一般会計出資金が見込めなくなったことにより、議案の撤回をお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、事件撤回請求の説明といたします。

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、議案第7号及び議案第26号から議案第34号撤回の件は、承認することに決しました。よって、日程第3、議案第26号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号平成17年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第28号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第29号平成17年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第30号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第31号平成17年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第32号平成17年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第33号平成17年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、議案第34号平成17年度藤岡市水道事業会計予算、日程第5、議案第7号藤岡市

農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第 6、議案第 6 号
藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、以上 11 件につき
ましては撤回が承認されましたので、議事日程から削除いたします。

第 4 議案第 2 号 藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条
例の制定について

議案第 3 号 藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定に
ついて

請願第 1 号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願

議 長（佐藤 淳君） 日程第 4、議案第 2 号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に
関する条例の制定について、議案第 3 号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条
例の制定について、請願第 1 号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願、
以上 3 件を一括議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長茂木光雄君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 茂木光雄君登壇）

総務常任委員会委員長（茂木光雄君） ご指名を受けましたので、去る 3 月 3 日の本会議において、
総務常任委員会に付託されました議案 2 件、請願 1 件に対する審査の概要と結果について、
ご報告申し上げます。

本委員会は、3 月 4 日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、
慎重審査したのであります。なお、本委員会として、請願第 1 号の紹介議員であります木
村喜徳議員にも出席を求め、開催いたしました。

議案第 2 号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定につい
て、ご報告申し上げます。本条例の制定の目的は、地方自治法の一部を改正する法律によ
り、「公の施設」の管理運営を外部に委託する場合について、これまでの「管理委託制度」
から「指定管理者制度」に移行するよう改められ、指定管理者制度を導入することに当た
り、その指定の手續等について共通する基準事項を定めるものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。指定管理者に指定できる 38 施設のすべてを指
定した場合の効果について試算があるか、伺いたい。施設を管理している担当部署が指定
管理者制度に移行するに当たり、制定する基本条例で、これからの実施となるので特に試
算はしていない、とのことでした。

現在、行っている管理委託制度との違いについて、伺いたい。現行法の管理委託は、公
の施設の管理を契約上に基づきお願いしているが、指定管理者になると委託の部類となり、
最終的な権限は市に残しながら、すべての面について指定管理者に移行する、とのこと

した。

委託することにより、公共性を損なわれることはないか、伺いたい。委託する内容は、市が必要とする枠を用意した形で指定管理者にゆだねることになるので、指定管理者の裁量ですべて自由になるということではない。事業報告書や立ち入り等で逸脱しているものは改善をさせて、それに従わないものは取り消し処分もあるので、公共性を損なわない形で管理をゆだねたい、とのことでした。

指定管理者の選定について、伺いたい。条例の趣旨は、募集を第1の条件としている。応募がない場合や政策的に指定したい者に管理をさせたい場合は、募集を行わないこともできるといった特例条項を設けている、とのことでした。

応募者が多数の場合、選定委員会を設置しなければならないと思うが、選定委員会の構成について、どのように公平性を保つのか、伺いたい。選定委員会の設置は、規程に掲げている。第一義的には、庁内メンバーを考えている。必要により学識経験者、もしくは利用団体等の代表者を交えてとなっており、選定結果について指摘があれば、経過について知らせたい、とのことでした。

委託経費について、伺いたい。利用料金があるものについては、利用料金の中で運営する方法、利用料金で不足が生じる場合に一部を市が委託金として支払う方法、また市が委託金を全額賄う方法で協定を結び、運営していきたい、とのことでした。

委員から、次のような意見がありました。指定管理者制度へ移行するに際し、市民に対し、市のサービスが低下するおそれはなく、財政的に経費の削減が期待できることから、前向きに取り組むべきであるとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。本条例の制定の目的は、地方公務員法が改正され、地方公共団体の職員の任用、給与等、人事行政の運営に関し、市民にわかりやすく、より一層の情報提供を目的とし、必要な事項を定めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。本条例の趣旨について、伺いたい。地方公務員法が改正され、人事行政の運営等の状況を市民に公表することにより、公平性や透明性を高めることを趣旨とするものである、とのことでした。

第2条に任命権者は、毎年7月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないと規定しているが、だれが任命権者で市長に報告するのか、伺いたい。任命権者等は、地方公共団体の長・議会の議長・選挙管理委員会・代表監査委員・教育委員会・人事委員会や公平委員会・警視總監・都道府県警察本部長・市町村の消防長・その他、法律や条例に基づく任命権者を総称して任命権者といい、当然、市長も含

まれる、とのことでした。

第7条で公表に関し、インターネットを利用して閲覧する方法とあるが、閲覧の期間について、伺いたい。インターネットの場合は、市のホームページに掲載するので、更新するまでの間は情報が残っている。インターネットを利用できない者には、藤岡市広報で周知を図りたい、とのことでした。

委員から次のような意見がありました。透明性を図る意味で、時代に合った条例であると思う。公表に関し、職員のプライバシーが傷つけられないよう、十分注意をしながら運用を図っていただきたい、との意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願について、ご報告申し上げます。この請願は、部落解放・人権政策確立要求群馬県実行委員会会長、近藤英一郎氏から提出されたものであります。請願の趣旨は、現在、我が国には児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめ、ハンセン病回復者に対する差別や同和地区住民等の社会的弱者に対する人権侵害事件が多発しているため、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書を採択していただきたい旨の請願であります。

質疑の主なものについて申し上げます。藤岡市の行政の中で、審議する機関はどこか、伺いたい。現在、藤岡市には人権相談擁護委員が6名おり、月2回相談の機会を設けている。その他には、藤岡市人権行政推進協議会が藤岡市全体の人権の総合的な検討を行っている、とのことでした。

藤岡市人権行政推進協議会とは、どのような機関か、伺いたい。外国人・女性・高齢者・障害者・同和問題など、さまざまな団体の代表で構成されており、団体の立場を代表して意見をいただき、市の行政に反映していく機関である、とのことでした。

現在の人権相談業務をどのように行っているのか、また新しい人権擁護法案でどのようなことを行っていくのか、伺いたい。藤岡市の例では、平成10年度から平成15年度までの相談件数が210件あり、6名の人権相談員が相談に乗っている。政府としては、地方人権委員会を置かなくても、現在、窓口となっている各都道府県にある地方法務局で十分対応できるとの判断である、とのことでした。

現在、政府で審議されている人権擁護法案と、現行法に規定されている組織の違いについて、伺いたい。新たな人権擁護法案には、人権委員会を法務省の外局に置くところがある。現在、法務大臣から直接委嘱を受けている人権擁護委員は、法案改正後は人権委員会から直接委嘱を受けることになる、とのことでした。

請願の趣旨には、人権相談業務にこたえようがないとあるが、政府が成立を目指す人権擁護法案では、人権相談に対応できないとの認識か、伺いたい。政府の示す人権擁護法

案は、現行法と組織体制が変わらず、各都道府県に人権委員会を置き、直接、人権擁護委員が身近な形で審議できる状態にしてもらいたい旨の趣旨である、とのことでした。

政府が示す人権委員会は、各都道府県に置くのか、伺いたい。人権委員会は、中央に一つ置くことになる。高等裁判所単位に地方事務所を置き、法務局に事務委託をすることになる。群馬県のような高等裁判所のない府県には、地方法務局に事務委託をすることになる、とのことでした。

請願の趣旨に独立性の確保とあるが、政府が示している人権委員会を外局に置くことで独立性が保てるのか、伺いたい。国家行政組織法第3条に基づく合議制の意思決定機関として、独立性は保たれる、とのことでした。

外局に所管大臣の指揮監督権はあるのか、伺いたい。所管大臣の指揮監督は受けない、とのことでした。

委員から次のような意見がありました。人権問題は憲法との整合性もあり、現在の憲法で人権問題は十分対応できているが、いまだにさまざまな問題が起きていることから、この請願については採択していただきたい、との意見がありました。

また、委員から次のような意見がありました。人権問題は、非常に大切な問題と認識している。今回、政府が提出する人権擁護法案は、請願団体が懸念する相談業務や組織的な問題などで意見の食い違いが見られるが、今回、政府が示す法案で請願団体が懸念する問題は網羅できるとされることから、趣旨採択していただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成多数をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案2件と請願1件に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

議案第2号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願について、委員長報告は趣旨採択であります。本請願を趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、請願第1号は趣旨採択されました。

第7 陳情第3号 産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情

議長（佐藤 淳君） 日程第7、陳情第3号産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情を議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長冬木一俊君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 冬木一俊君発言）

教務厚生常任委員会委員長（冬木一俊君） ご指名を受けましたので、去る3月3日の本会議において、教務厚生常任委員会に付託されました陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

陳情第3号産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情について、ご報告申し上げます。本陳情は、日野地区区長会代表小林政信氏より提出されたものであります。陳情の趣旨は、日野地区に建設が予定されている産業廃棄物最終処分場の事業認可申請書が群馬県へ提出されたことに対し、設置を反対し、日野地区住民の総意に基づき、行政上の措置として群馬県に対して認可されないよう申請していただきたい旨の陳情であります。

質疑の主なものを申し上げます。鬼石町とも隣接をしている地域だと認識をしているが、鬼石町が現在どのように対応しているのか、伺いたい。鬼石町では、1月中に区長会と議員全員に説明をして、その後、2月20日に三波川5区の区長と住民から町長と議長あてに陳情書が提出され、これから審議するという状況である、とのことでした。

仮に、最終処分場ができた場合には、どこの水源、簡易水道、沢に影響が出る可能性があるのか、伺いたい。現在、九つの小水道組合があるが、一つ懸念されるのが立谷沢を水源としている小柏小水道がある。その小水道を利用している世帯が26軒、それから藤岡温泉ホテルの水源を利用している世帯が2軒ある。また、野之宮神社付近の世帯は小水道組合に入っていないので、沢水を利用していると思われる、下流については各個人で井戸を掘ってそれで賄われている。また、藤岡温泉ホテルから給水しているのは小柏地区で7戸、矢掛地区で7戸、細谷戸地区で12戸ある、とのことでした。

この産業廃棄物最終処分場の進入路について、設置協議書の中ではどこの道路を利用して現地に入っていくと申請されているのか、伺いたい。主たる進入路として記載されているものが、県道71号高崎神流秩父線から小柏停車場線交差点、みかぼ橋、林道東御荷鉾線、そして予定地となっている、とのことでした。

大型トレーラーで最終処分する廃棄物を運搬するとのことだが、林道東御荷鉾線は大型

トレーラーが入ることが可能か、伺いたい。御荷鉾線に入ると立谷橋がある。この橋については狭く、カーブもあるので、その橋は進入不可能だと思われる。そのほかについては、3.6メートルから4メートルの道路なので、目的地までは行ける、とのことでした。

埋立方式はサンドイッチ方式とのことだが、どのような方式か、伺いたい。通常、素掘りの穴に5メートルぐらいの産業廃棄物を埋め、0.5メートルの覆土をしていき、それを繰り返す方法である、とのことでした。

この最終処分場の搬入物のチェック体制について、伺いたい。申請書では、展開検査を自社で行うと記載されている。また、立ち入り検査は保健所が行うことができる、とのことでした。

公的機関が行う水質の立ち入り検査を規定するものはあるのか、伺いたい。調査の施行者は申請者の会社で行うので、立ち会わなくてはならないという規定はない、とのことでした。

埋立地の水質が環境基準値を超えた場合の処置方法はどのようになっているのか、伺いたい。水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査する。また、必要に応じて群馬県知事と協議を行い、環境保全上の必要な措置を講ずるとなっている、とのことでした。

この業者の概要と事業経過及び事業形態について、またほかに産業廃棄物最終処分場を持っているのか、伺いたい。会社名は株式会社ウチダで、本店が埼玉県上福岡市にあり、支店も数社ある。事業の目的については、一般・産業・医療関係の廃棄物収集運搬及び処分、産業廃棄物処理における再生リサイクル、廃棄物リサイクル機器の製造及び販売等で、埼玉県上尾市の工業団地の中に中間処理業を営む工場がある。最終処分場については、現在は持っていない、とのことでした。

地元住民などの民間人が施設の調査をできるか、伺いたい。業者と地元住民が協定書を結ぶことができれば可能である、とのことでした。

会社がこの土地を取得した時期はいつか、伺いたい。平成16年6月29日に、競売により取得をしている、とのことでした。

今後の地元住民への説明について、伺いたい。今後、現地調査をして、その後、事業者から地元の説明をする、とのことでした。

委員から次のような意見がありました。チェック体制や水質、また運搬道路、あるいは水源等について不安と疑問を解消し、納得のできるまでには至っておらず、産業廃棄物最終処分場との共生は難しいと考えざるを得ません。かつて、ゴルフ場開発などで多くの山林がなくなった反省から、これ以上、日野の自然を失わないという思いとともに、清流鮎川と流域の自然は藤岡市の財産として守っていくべきと考えます。そうすることが、私た

ちが後世に残していく選択肢であろうと思っているので、この陳情第3号産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情については、採択をしていただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長(佐藤 淳君) 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第3号産業廃棄物最終処分場設置反対を求める陳情、委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、陳情第3号は採択されました。

第8 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(佐藤 淳君) 日程第8、議案第35号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 金井秀樹君登壇)

総務部長(金井秀樹君) 議案第35号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、関係自治体の協議により定めるものとされており、本議会において議決をお願いするものであります。

変更の内容につきましては、本組規約第14条第1項、第2項及び第4項の文言整理を行うため、改正するものであります。また、平成17年3月28日から本組合の組織団

体である尾島町、新田町及び藪本町が廃され、その区域をもって太田市が設置され、同日から別表第2の2の項及び3の項の事務を本組合にて共同処理するため、改正するものであります。

また、本組合の組織団体である太田市外三町交通災害共済組合、太田地区消防組合及び太田地区農業共済事務組合が平成17年3月27日限りで解散するため、改正するものであります。

また、3月28日から本組合の組織団体である渋川市が本組合に加入し、別表第2の1項の事務を本組合に加入し、別表第2の1の項の事務、それを共同処理するため改正するものであります。

また、平成17年3月28日から本組合の組織団体である大泉町が別表第2の2の項及び3の項の事務を本組合にて共同処理するため、変更するものであります。

また、平成17年3月28日から本組合の組織団体である太田市外五町広域清掃組合の名称が、太田市外三町広域清掃組合と変更されることや、本組合の組織団体である大間々町外四ヶ町村火葬場組合及び館林邑楽交通災害共済組合が平成17年3月31日限りで解散するため、改正するものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第35号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

第9 議員提出議案第1号 郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出について

議長(佐藤 淳君) 日程第9、議員提出議案第1号郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者清水保三君の登壇を願います。

(20番 清水保三君登壇)

20番(清水保三君) 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第1号郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政事業経営形態に関する国への意見書(案)。現在、郵政事業のあり方について、政府の経済諮問会議で論じられておりますが、民営化など経済優先の角度から論議されており、必ずしも民意に沿った方向に動いているとは思えないところです。

郵便局は、郵便・貯金・簡易保険の三事業一体での公共サービスを通じて、地域社会に密着したサービスを提供しており、地域になくはならないものであります。

仮に、民営化が進められることにならば、郵便サービスは大都市など、採算を重視した収益性の高い地域に集中し、採算の取れない郡部ではサービスの低下のみならず、郵便料金の値上げも懸念されるところであります。

また、国民の経済生活の一部となっている多くの郵便局の廃止も考えられ、郵便貯金や簡易保険の利用にも不便さが生じ、これまでのサービスを受けられないおそれがあり、生活に与える影響も大きなものがあると思われま。

独立採算制で、非営利の郵政事業の経営形態を変えることは、あまねく公平の原則が失われ、都市部と郡部の格差が拡大し、国土の均衡ある発展等を望むべくもありません。

つきましては、国においては郵政事業がこれまで果たしてきた役割を考慮し、今後とも現行の国営、非営利の公社を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成17年3月18日、提出先、内閣総理大臣、経済財政・郵政民営化大臣、総務大臣、財務大臣宛、藤岡市議会議長佐藤淳。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

議 長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号郵政事業経営形態に関する国への意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

第10 議員提出議案第2号 産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について

議 長（佐藤 淳君） 日程第10、議員提出議案第2号産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者橋本新一君の登壇を願います。

（2番 橋本新一君登壇）

2 番（橋本新一君） 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第2号産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書（案）藤岡保健福祉事務所に、藤岡市上日野字細谷戸691-1の山林に産業廃棄物最終処分場（安定型）設置に関する「廃棄物処理施設設置等協議書」が提出されました。

その「協議書」によりますと、処理する廃棄物の種類は、廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・ゴムくず・がれき類の5品目。埋立地面積2万7,077.4平方メートル。埋立容量58万2,848.3立方メートル。処理方法は、準好気性埋立（サンドイッチ方式併用）。排水の処理方法は地下浸透処理とあり、廃棄物として処理される物の中に有害物質が含まれることが懸念されることです。

日野地区の住民は、施設設置予定地の山林や周辺の山々の湧水、一級河川鮎川の水や地下水を簡易水道や小水道など、飲料水をはじめとし、生活用水として使用しています。また、一級河川鮎川には農業用水の取水口もあり、藤岡市の農業にとっても多大な影響を与えます。地下水や一級河川鮎川の汚染は、住民や藤岡市民にとって生命を脅かす重大な問題であり、将来にわたって禍根を残すこととなります。

それに加えて、藤岡市街から日野地区への道路は1路線でカーブも多く、道幅の狭いところもあります。大型トレーラー等の通行は、一般車両への交通障害となり大変危険であるとともに、交通粉じん、騒音、振動も発生し、地域住民の生活環境にも多大な影響を及ぼすこととなります。さらに、子供たちの通学等も危惧するところです。

現在、日野地区住民は藤岡市で促進している「特定地域生活排水処理事業」で、一級河川鮎川の水質浄化に努めております。藤岡市は、平成18年1月1日には鬼石町と合併し新市となりますが、「新市建設計画」の基本施策には「自然と共生する美しい環境・安全の都市」とあります。このことからみても、産業廃棄物最終処分場を設置することは藤岡市の基本方針に即しておりません。住民の生命、生活、藤岡市の財産である美しい自然を守るためにも、産業廃棄物最終処分場の設置に断固反対し、ここに許認可権を有する群馬県に対し、以下の事項につき強く求めます。

1、藤岡市日野地区内での産業廃棄物最終処分場建設は許可しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年3月18日、提出先、群馬県知事宛、藤岡市議会議長佐藤淳。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第2号産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議 長(佐藤 淳君) 各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき委員会条例第41条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委員会名	件	名
総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市有財産の管理状況について 2. 行政財政の実態について 3. 市行政の総合計画について 4. 交通安全施設について 5. その他所管に関する事項について 	
経済建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について 9. その他所管に関する事項について 	
教務厚生 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について 7. その他所管に関する事項について 	
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について 	
委員会名	件	名

合併問題調査 1. 藤岡市の合併問題に関する事項について
特別委員会

字句の整理の件

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市長あいさつ

議長（佐藤 淳君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成17年第1回藤岡市議会定例会閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、3月3日から本日まで16日間にわたり開催され、議員各位におかれましては大変ご多忙中のところ、報告2件を含む多くの重要案件につきましてご審議をいただいたわけでございます。平成17年度藤岡市一般会計予算、また本日取り下げさせていただいた案件につきましては、議員各位にご理解いただけるよう精査、検討し、早急に対応させていただきたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には健康に十分ご留意され、今後ともますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

閉 会

議長（佐藤 淳君） 以上をもちまして本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第1回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午後0時1分閉会